

長野県公文書審議会規則（令和2年長野県規則第17号）

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）第31条の規定により、長野県公文書審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、長野県公文書等の管理に関する条例第23条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続きを除き、公開する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って、これを公開しないことができる。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。